

飯館村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	6,329人	7,446,881 千円	778,914 千円	648,015 千円	8.7%	9.4%

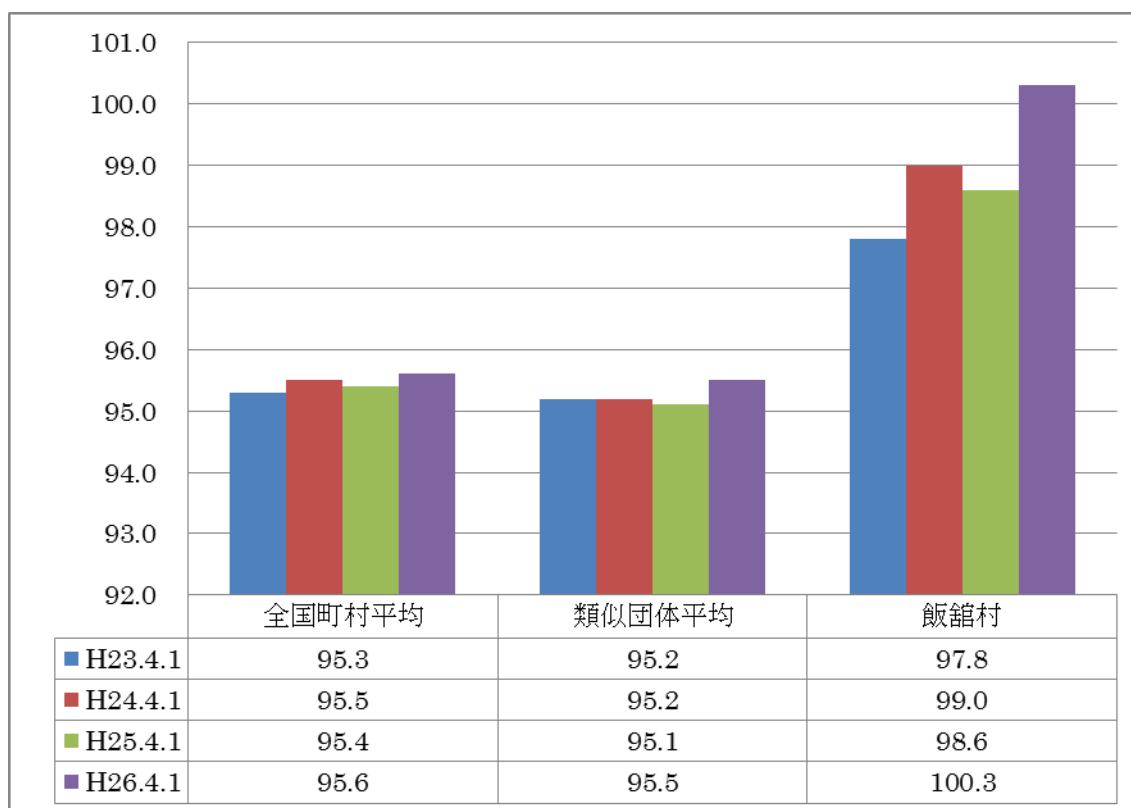
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
25年度	60人	227,275 千円	60,128 千円	82,239 千円	369,642 千円

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費
6,161千円	5,528千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、③ 職員構成の変動・在職者調整等による。勧告等に基づき改善する。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、福島県人事委員会勧告に基づき見直しを実施。

5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
飯舘村	41.3歳	321,200円	401,741円	346,256円
福島県	42.9歳	336,500円	420,082円	366,625円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.5歳	312,705円	356,838円	342,588円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		飯舘村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	172,200円
	高校卒	142,500円	146,900円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（年4月1日現在）

区分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満
一般行政職	大学卒	300,200円	— 円	— 円	395,000円
	高校卒	— 円	349,200円	365,700円	— 円

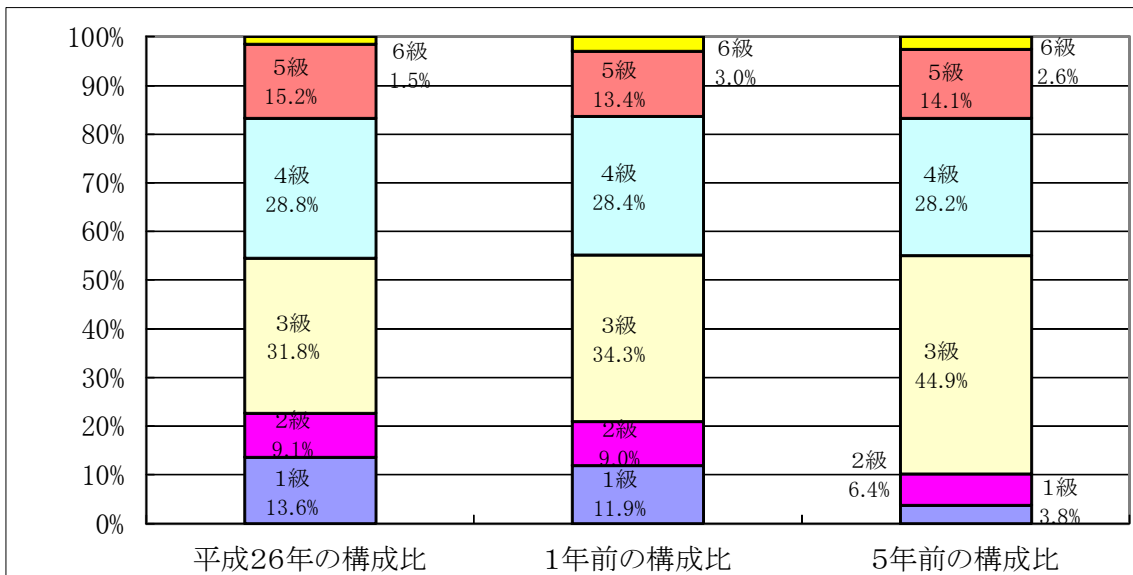
※－は当該階層別職員数が3名以下となるため未記載

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	13.6%	135,600円	243,700円
2級	副主査	6人	9.1%	185,800円	307,800円
3級	主査	21人	31.8%	222,900円	354,700円
4級	主任主査	19人	28.8%	261,900円	388,300円
5級	課長	10人	15.2%	289,200円	400,600円
6級	総務課長・参事	1人	1.5%	320,600円	422,600円

- (注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯舘村	福島県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,378千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,639千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6ヶ月間の勤務状況（休職・育児休業・病休等）で支給割合を決定しています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

飯舘村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
1人当たり平均支給額 18,964千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		3,848千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		167,304円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		34.8%		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊勤務手当	計画的非難区域内 で業務に従事した 職員	計画的避難区域 内での業務	3,437千円	屋内1,000円 4時間以上の屋外5, 000円、4時間未満3, 000円
特殊勤務手当 (幼稚園教諭)	幼稚園教諭	幼稚園業務	411千円	月額給料の100分の 4

(4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	29,140千円
職員1人あたり平均支給年額 （25年度決算）	550千円
支給実績（24年度決算）	20,931千円
職員1人あたり平均支給年額 （24年度決算）	303千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者13,000円等	同じ	—	8,848千円	245,778円
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃を支払っている場合） 家賃に応じて支給	異なる	支給額等	2,904千円	363,000円
通勤手当	（交通機関利用者） 運賃相当額が61,000円以下については運賃相当額、超える場合は61,000円にその超える額の1/2の額 （交通用具使用者） 片道2km以上の通勤距離に応じた額を支給	異なる	支給額	8,532千円	133,313円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の級のうち、規則で指定する職にある職員に支給	異なる	支給額等	5,321千円	483,727円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務した時に支給 6時間まで6,000円	異なる	支給額	933千円	84,818円
宿日直手当	日直業務に従事した場合に支給 日額5,100円	異なる	支給額	602千円	11,358円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	483,000円	(805,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 市 町 村 長	585,000円		870,000円 / 363,200円	670,100円 / 365,000円		
報 酬	議 長	252,000円	(281,000円)	364,000円 / 220,000円			
	副 議 長	216,000円		285,000円 / 168,100円			
	議 員	202,000円		263,000円 / 135,800円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 2.90月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.90月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.48	11,128,320	任期ごと			
		給料月額×在職月数×0.29	8,143,200	任期ごと			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

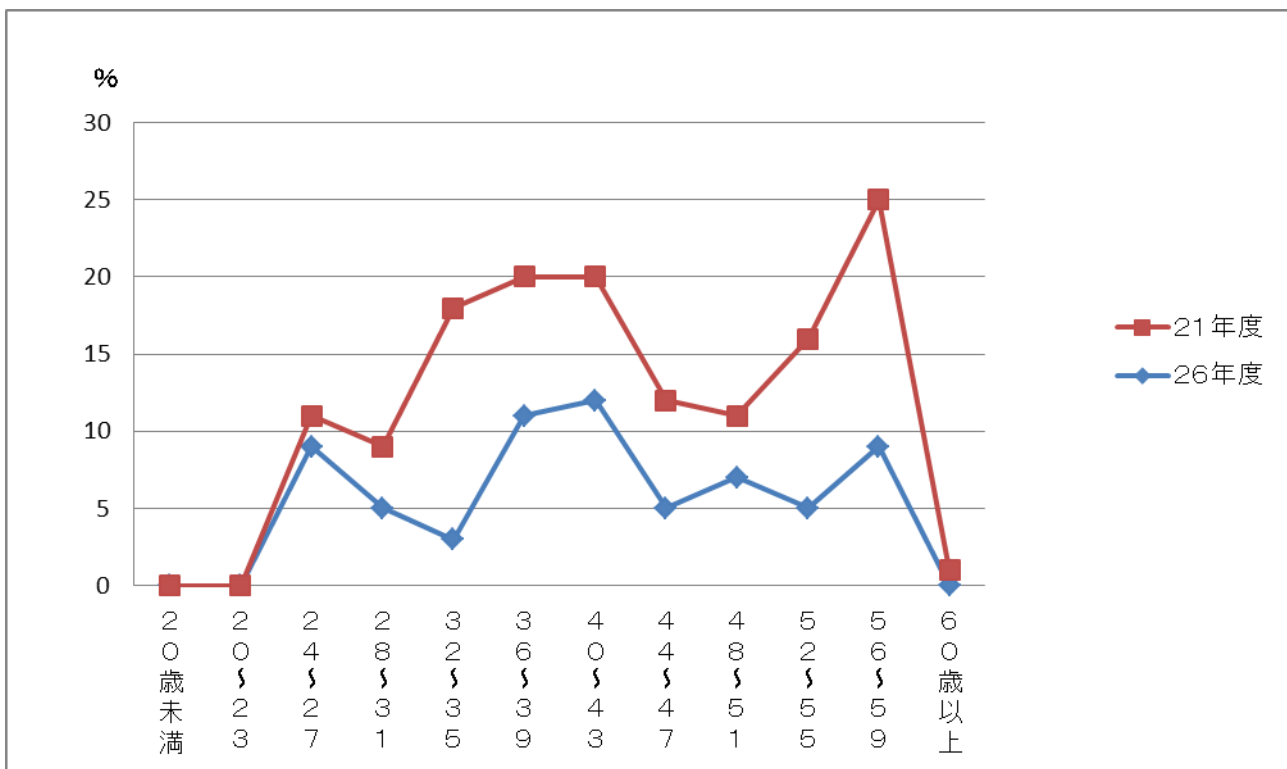
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	▲ 1 2	
		総務	19	19		
		税務	5	5		
		民生	4	3		
		衛生	7	9		
労働						
農林水産		4	4			
商工	4	4				
土木	3	3				
	計	48	49	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 123.64人)	
	教育部門	12	10	▲ 2		
	消防部門					
	小計	60	59	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.22人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.99人)	
公営 企業 等 部門	その他	7	7			
	小計	7	7			
合計		67	66	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.28人	
		[81]	[81]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	9人	5人	3人	11人	12人	5人	7人	5人	9人	0人	66人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	55	53	53	50	48	49	▲6(▲11%)
教育	16	15	18	12	12	10	▲6(▲37.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	71	68	71	62	60	59	▲12(▲16.9%)
公営企業等会計計	6	7	7	7	7	7	1(16.6%)
総合計	77	75	78	69	67	66	▲11(▲14.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。